

第 54 期 高知地方最低賃金審議会
令和 6 年度 第 1 回 高知県最低賃金専門部会

日時 令和 6 年 8 月 1 日
場所 高知労働局

議 事 次 第

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 部会長及び部会長代理の選出について
 - (2) 労使の基本的主張について
 - (3) その他
- 3 閉 会

資 料

- 1 高知地方最低賃金審議会高知県最低賃金専門部会委員名簿
- 2 高知地方最低賃金審議会高知県最低賃金専門部会運営規程（案）

高知地方最低賃金審議会
高知県最低賃金専門部会委員名簿

(令和6年7月18日任命)

区分	氏名	現職
公益代表	こんどう ひろあき 近藤 啓明	弁護士
	なかはし くみ 中橋 紅美	弁護士
	はまだ くみこ 浜田 久美子	社会保険労務士
労働者代表	いちかわ としみち 市川 稔道	日本労働組合総連合会高知県連合会事務局長
	しらき まさゆき 白木 政行	とさでん交通労働組合執行委員長
	まるやま れいこ 丸山 玲子	日本労働組合総連合会高知県連合会副事務局長
使用者代表	おきた りょうじ 沖田 良二	高知県経営者協会専務理事
	なかざわ よういち 中澤 陽一	和建设株式会社代表取締役社長
	みやじ たかし 宮地 貴嗣	宮地電機株式会社代表取締役社長

(五十音順)

高知地方最低賃金審議会

高知県最低賃金専門部会運営規程

(目的)

第1条 高知地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)に設置する専門部会(以下「専門部会」という。)の議事運営は、最低賃金法(昭和34年法律第137号)及び最低賃金審議会令(昭和34年政令第163号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(構成)

第2条 専門部会の委員の数は、9人とする。

(会議の招集)

第3条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が必要と認めたときのほか、高知労働局長(以下「局長」という。)又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

- 2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の出席等)

第4条 委員は、部会長が必要であると認めるときは、ウェブ会議システム(映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項においても同じ。)を利用する方法によって、会議に出席することができる。

- 2 ウェブ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で速報するものとする。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知するものとする。

(会議の議事)

第5条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
- 3 専門部会は、部会長が必要であると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。

ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、専門部会の議決により、会議を非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録は、部会長及び部会長の指名した委員2人が確認するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(意見の提出)

第8条 部会長は、専門部会において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときは、報告書又は議決書にそれぞれ議事の概要を付して、その都度高知地方最低賃金審議会議長に送付するものとする。

(専門部会の廃止)

第9条 専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、その任務を終了することとし、審議会の議決により、これを廃止するものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて決定する。

附則

(施行期日)

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

2024 年度 高知地方最低賃金審議における労働側の基本的な考え方

労働側は本年の審議にあたって、まず何よりも“最低賃金をセーフティネットにふさわしい額にしていくこと”を前提にするべきだと考えます。また、現下の物価高騰の状況を踏まえて最賃決定3要素のうちの「生計費」に重点を置いた審議を求めます。

そのうえで、労働側の見解を6点述べさせていただきます。

まず1点目は、「最賃をセーフティネットとしてふさわしい“本来あるべき水準”への到達を視野に入れた議論をすべきだ」ということです。

今年の最賃審議にあたっては、上げ幅をどうするのかという議論に偏重するのではなく、最賃の水準を「セーフティネットとしてふさわしい水準へできるだけ早く到達させる」ことを念頭に置いた議論をすべきだと考えます。労働側は、その“あるべき水準”は当面、「一般労働者の賃金における中央値の60%」を参考にした1,286円にすべきだとまず主張しておきます。

2点目は、「現下の物価上昇局面を鑑みて、最低賃金法第9条第2項の3要素のうちの生計費に重点を置いた審議をするべきだ」ということです。

2021年後半から続く物価上昇は、とりわけ生活関連物資の上昇率が高いことから、低所得者層にとっては厳しい状況が続いています。だからこそ、セーフティネットとしての役割がある最低賃金の額を決定するにあたっては、低所得者層の生活を守る視点に立って、その生計維持ということも念頭に置いて額審議をするべきだと考えるところです。特に、低所得者層の生計費に大きく関係する“基礎的支出項目”の動向がポイントになると、労働側は認識しています。

3点目は、「外部労働市場における賃金水準も考慮した決定をすべきだ」ということです。

ハローワークにおける求人賃金は、高知県の最低賃金を大きく上回るおよそ1,000円あたりで募集されています。また、高卒初任給も月額176,000円であり、時給でいうと1,000円を超えています。

要は、この水準でなければ、「人が雇えない、働き手が来ない」という事であり、こうした実勢も参考にした額審議を行なうべきだと考えます。

4点目は、「地域間“額差”の是正」です。

最低賃金の最高額と最低額の差は、2002年には104円差でした。しかし、現時点ではその額差は、東京都と高知県の比較だけでも216円もの差になっています。この額差は、「同一労働同一賃金」という社会的な流れの中にあって看過できない問題だといえます。また、この額差が働き手の県外流出の一因にもなっているとされていることから、早急にこの差を是正すべきです。

よって、今年の審議においては、公労使がそろって「額差の是正も念頭に置きながら審議すること」を求めます。

5点目は、「2024春闘の妥結水準も一定、考慮すべきだ」ということです。

連合高知における現在の妥結額は、県全体の加重平均でみると、「9,940円 4.15%で、そのうちのベア分は2.78%」と近年にない妥結結果になっています。

このように、今春闘では、労使交渉ができる組織労働者については、社会全体の賃上げムードを背景にして一定の成果が出ています。しかし、労働組合がない未組織労働者は、社会的な賃上げの流れから取り残され、結果的に「組織と未組織の格差」が拡大しています。

こうした格差を是正するためにも、最低賃金の額決定に際しては組織労働者の賃上げも一定考

慮することが必要であります。

最後に、「最低賃金の引上げと雇用維持とは相反しない」ということです。

労働側は、最賃の引上げが原因で企業倒産が増えているとは考えていません。むしろ、現在の企業倒産の増加は、後継者不足やコロナ融資の返済などを起因としていると受け止めています。つまり、最賃の引上げと雇用環境の因果関係は弱いと認識しているということです。

また、2021年の審議では、中賃の資料にある学説評価を受けて「最低賃金の引上げがマクロの雇用指標である失業率や有効求人倍率に負の影響を及ぼしているとは必ずしも確認できない」ことを前提にした審議を行ってきた経過があります。よって、本年の審議においても、この経過を踏まえた審議が必要だと考えます。

むしろ、生産年齢人口、とくに若年層の人口流出が課題となっている高知県においては、人材確保・定着の観点からも最低賃金の引上げによる県民所得の「底上げ」が重要であるのではないかと強く主張しておきます。

令和6年8月1日

令和6年度 地域別最低賃金についての使用者側見解

(はじめに)

この春の賃上げでは、大手企業を中心に高水準の賃上げが実施されており、この賃上げが、経済の好循環に繋がることを期待されます。

しかし一方で、円安により資材価格やエネルギーコストの高騰に加えて、労務費の価格転嫁が十分行えていない企業も存在しております。JILPT(独立行政法人労働政策研究・研修機構)の資料において、原材料・仕入れ価格の上昇分の価格転嫁が全額できているは10%、ある程度できている39%、両方で49%程度にとどまっています。このような状況をみると、未だ中小企業が賃上げできる環境が十分に整っているとは言い難い状況であると受け止めております。企業倒産件数が増えているという状況も気になるところです。

また、企業が頑張っても賃上げしても実質賃金がマイナスとなるような、賃上げが追い付かないほどの物価高騰は、「賃金と物価の好循環」とは言い難い状況です。日銀が目指す2%程度の安定した経済成長を達成し、賃上げされる労務費が適正に価格転換できる環境を整えることが重要ではないかと考えます。

(今年度の審議に当たっての基本的な考え方)

昨年の審議においては、急激な物価高騰を特に重視し、目安額を上回る改定となりました。昨年の状況からやむを得ない判断だったと理解しています。

本年も、物価上昇が続くなか、最低賃金の引上げ期待が大きいことは承知しており、一定程度引上げることの必要性は理解しております。本年の審議においては、最低賃金法第9条2項に定められている3要素、すなわち「地域における労働者の生計費」、「賃金」、「通常の事業の賃金支払能力」を考慮して定めるという法の原則に立ち返り、各種データを基にどのように分析し、そこからどのように最低賃金を導き出したか、事業者、労働者双方に、より納得感のある説明ができるよう議論を深めたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。